

## 伊那市議会タブレット端末貸与規程

平成 28 年 8 月 26 日

議会訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、伊那市議会における情報通信用のタブレット端末の貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象及び台数)

第 2 条 タブレット端末の貸与の対象となる者は、議員、議会事務局職員及び議長が必要と認めた者(以下これらを「使用者」という。)とする。

2 貸与するタブレット端末(以下「貸与タブレット端末」という。)の台数は、使用者 1 人につき 1 台とする。

(活用範囲)

第 3 条 議員は、貸与タブレット端末を他の議員、職員及び市民との情報交換及び事務連絡に活用することができる。

2 前項に掲げるもののほか、議員は、会議(本会議、委員会、協議会、研修会、懇談会等の伊那市議会における会議をいう。以下同じ。)以外の議員活動のために必要な情報取得等、積極的な活用に努めるものとする。

3 議員と議会事務局における資料提供、各種通知、届出等(以下「資料提供等」という。)に関しては、原則として貸与タブレット端末による電子データの送受信により行うものとする。ただし、議長の許可を受けたときは、貸与タブレット端末以外の情報通信機器に資料提供等の送受信を行うことができる。

4 前条第 1 項の議長が必要と認めた者は、必要な範囲内で、会議において貸与タブレット端末を活用することができる。

(貸与タブレット端末の取扱い)

第 4 条 使用者は、善良な管理者の注意をもって、貸与タブレット端末を適切に管理し、使用しなければならない。

2 使用者は、前項の規定に違反し貸与タブレット端末の紛失、破損等を発生させた場合又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに議会事務局長に届け出るとともに、自己の費用をもってこれを補填し、又は修理しなければならない。

3 使用者は、貸与タブレット端末に不具合が生じたときは、議会事務局に連絡し、その指示に従わなければならない。

4 議会事務局は、使用者から前項の規定による連絡を受けた場合において、修理が必要なときは、最善の策で対処するものとする。

5 使用者は、貸与タブレット端末を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(機能変更)

第5条 使用者は、貸与タブレット端末の改造、部品交換、拡張機器の追加等の機能の変更をすることができない。ただし、使用者が伊那市議会タブレット端末機能変更届(様式第1号)により議会事務局長に申請し、伊那市議会タブレット端末機能変更許可書(様式第2号)により許可された場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、使用者は、アプリケーションのダウンロードを行うことができる。この場合において、ダウンロードするアプリケーションは、第3条の規定による活用に資するものでなければならない。

(遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 情報の受発信は、使用者の責任において行うこと。
- (2) 貸与タブレット端末には、原則として、個人情報及び機密情報(以下「個人情報等」という。)は保管しないこと。ただし、貸与タブレット端末に個人情報等を保管した場合は、次に掲げる事項について使用者の責任において設定を行うなど、セキュリティに配慮し、管理すること。

ア 起動時にパスワードを入力しない場合は起動しないように設定すること。

イ ファイル及びフォルダにパスワードを設定すること。

- (3) 使用者は、貸与タブレット端末に保管するデータの正確性を保持し、データ等の紛失、毀損等の防止に努めること。
- (4) 個人情報等の漏えい、貸与タブレット端末の紛失等の事故があったときは、速やかに実情を把握し、議会事務局長に報告するとともに、必要な措置を講ずること。
- (5) 第9条の規定により貸与タブレット端末を返納する場合は、データの消去、性能・機能の復元等、原状回復を行うこと。
- (6) 差出人が不明なメールは、ウイルス感染のおそれがあるため、速やかに削除すること。

(費用負担)

第7条 貸与タブレット端末は、使用者に対して無償で貸与する。ただし、次に掲げる費用は、使用者が負担するものとする。

- (1) 第4条第2項の規定により生じた費用
- (2) 第5条に規定する機能の変更に要した費用
- (3) 前条各号の規定に違反したことを原因として生じた費用
- (4) 貸与タブレット端末からインターネットへ接続するために必要な通信料その他の費用

(設定情報の管理等)

第8条 議会事務局長は、伊那市議会タブレット端末貸与簿を整備し、貸与タブレット端末の設定情報を管理しなければならない。

- 2 使用者は、貸与タブレット端末及びダウンロードしたアプリケーションの設定情報が第三者に漏えいしないよう厳重に管理しなければならない。

(返納)

第9条 使用者は、第2条第1項に定める使用者の規定に該当しなくなったときは、速やかに貸与タブレット端末を議会事務局長に返納しなければならない。

- 2 貸与タブレット端末以外の情報通信機器により第3条の規定による活用と同等の活動ができる使用者は、伊那市議会タブレット端末自主返納申出書(様式第3号)により自主返納を議長に申し出ることができる。

- 3 議長は、前項の申出書の提出があったときは、資料提供等及び会議の運営に支障がないと判断したときは、伊那市議会タブレット端末自主返納許可書(様式第4号)により自主返納を許可するものとする。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年8月26日から施行する。